

令和8年3月定例会 一般質問 川田 裕議員

※代表質問・一般質問の会議録より抜粋し掲載しております。(各議員からの「質問」(問)に該当する部分を黄色マーキングしております。

「職員の勤務環境及び組織運営について」

○川田 裕 皆さんおはようございます。

本日も爽やかな天候に恵まれて、本日の質問は爽やかにやっていきたいと思っております。

それでは、壇上からの質問を始めます。

近年、本市では時間外勤務の適正化を目的とした依命通達が相次いで発出されております。しかし、現場では業務量が変わらないまま、残業のみが禁じられ、職員が隠れ残業や休日登庁、また自宅での対応をせざるを得ない深刻な矛盾が生じていると思います。特に、令和6年度、7年度の2年間で51名もの一般職員が自主退職するという事態は、組織運営が限界に到達しているのではないかとこのようにも思います。

先日の委員会質疑でも明らかになった事実を踏まえ、市長の責任ある答弁を求めます。

では、(1)番の時間外勤務の適正化に関する依命通達と勤務時間の規制の関係についてお聞きをいたします。

規則第12条、残業の上限に対し、公室長通達が許可制をしき、事実上、制限をしています。さらに、教育委員会等の独立した任命権者の権限をなぜ市長部局の公室長が制限ができるのか。全庁的な残業の可否の自主的に決定をする運用の法的根拠を伺います。

壇上からの質問を終わります。

○市長公室長 この依命通達の内容につきましては、規則の範囲内におきまして具体的な運用方針を定めているものでございまして、規則に何ら抵触しているものではないというふうには認識しております。

以上です。

○市長 教育部等の職員に対してという部分ですけれども、教育委員会事務局に所属する職員に対しての任命権者は教育委員会でございますけれども、その職員に対する労働基準監督機関というのは、これは市長でございます。その職務としては、人事課において所管してございますので、教育部に対して時間外勤務、また労務の適正化を求める指示、通達等を発するものについては、何ら問題がないものと考えてございます。

○川田 裕 今問題がないという答弁がありましたが、規則が定められておきまして、規則には任命権者が許可の有無を行うというふうになっております。それだったら、この通達というものは、規則の内容を超えた、範囲を超えたものであると、このように思うわけですが、それだったら規則を書き直せばよい話であって、なぜ通達という方法でやってるのか。それ

は、明らかにここは範囲を超えているものであると、そのように思料しますが、いかがですか。

○市長 依命通達の内容は、規則の範囲内で、具体的な運用方針を定めるものでございまして、規則に何ら抵触するものではございません。規則に規定すべき内容であるか、これを通達として取り扱うかについては、執行機関の判断によるところでございます。

また、教育部に対しての指示、通達等というところにつきましては、先ほど答弁したとおりでございます。これは、労働基準法に基づくものでございますので、そのあたりはご理解していただいた上でご発言いただきたいなと思います。

○川田 裕 いやいや。労働基準法に抵触してると思うから聞いてるわけでありまして、規則では、許可は任命権者とされておりまして、その基準は市長が別に定めるとされておりまして、当然に、基準といっても規則の範囲を超えるものの基準は定められないわけでありまして、それは規程や要綱等と思われそうですが、なぜ通達で行われてるのかということですね。それをお答えください。

○市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○川田 裕 適切な運用であると答弁されました。

規則にない手続を強いることは、行政手続の明確性の観点から、これは問題ではないかと思えます。

規則を改正せずに通達で宣言するのは、法の適正な執行と言えるのでしょうか。

○市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○川田 裕 法律では、地教行法が定められているわけでありまして、そこには、例えば例を教育委員会で挙げれば、任命権者はいわゆる教育委員会であるというふうに定められております。これは、法律を無視した越権行為ではないんですか。

○市長 議員は、参照する法律を誤っておられます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の教育関係の法令ではなくて、労働関係法におきまして、労働基準監督機関は市長であるということが規定してございますので、その上で労務管理の適正化を求めているということでございます。

○川田 裕 その関係で、だから規則というものが定められているわけでありまして、これは職員に対する制限にもなっているわけでありまして、法的、組織内法ですけど、組織内の法理でそれが定められているわけでありまして、労働法規といいましても規則に書いてあるわけですよ。任命権者が許可の有無を書いてあるわけですね。だから、それを通達をもって規則を超えるような運用ができるのかと。

現実にこれ45時間以上ですか、時間外勤務を禁止する旨がこれ示されているわけでありまして、許可は市長、副市長、そして公室長と、この許可を得ることと、こうなってるわけですね、依命通達では。だから、これ依命通達ではそういった規則の範囲を超えたもの、今の市長の論理だったら、規則を制定するのは市長の権限でありますから、市長が規則を変更されれば済む話じゃないんですか。

○市長 規則の範囲内で依命通達によって具体的な運用方針を定めるものでございます。規則を超えるものではございません。

何度も申し上げて恐縮ですが、依命通達の内容は、規則の範囲内で具体的な運用方針を定めるものでございますので、規則に何ら抵触するものではございません。

○川田 裕 いやいや。超えていますよ、完全にこれ、禁止しているわけですし。だって、規則にはその禁止する条項はないじゃないですか。上限の時間はありますけれども、それを禁止してるわけでしょ。完全に範囲を超えてるわけじゃないですか。いかがですか。

○市長 規則に何時間以上時間外勤務をしなければいけないと書いているんですか。それだったら、反しますけれども、規則は上限を定めるものでございます。その上限の範囲内で依命通達によって具体的な運用方針を定めるものでございます。ご理解いただきたいと思えます。

○川田 裕 いや。上限を決めていることと、今私が申し上げたことじゃないですか。その中で、そこまではやっていいということになってるわけでしょ、その時間まではですね。だけど、それは禁止してる部分も、今回の依命通達であるから言っているわけでありまして、それをまだ公室長の許可を得ろということになれば、教育委員会は公室長の許可を得なければできないわけですか。いかがですか。

○市長 何度も繰り返しの答弁で恐縮ですが、依命通達の内容は規則の範囲内で具体的な運用方針を定めるものでございまして、規則に何ら抵触するものではございません。

また、市長部局から教育委員会事務局に対しての一定の通達内容が発せられている部分につきましては、労働基準監督機関が、これは市長でございますので、労働基準監督機関としての所掌を担う市長公室において事務を処理するというところで、その名義で通達を発しているというところでございます。

繰り返しの答弁でございますので、ご理解をいただいた上でご質問をいただければと思えます。

○川田 裕 そこは、もう理解できません。完全に範囲を超えてる部分があるからお聞きしてるわけでありまして、ましてそれだったら規則を変更すればよい話であって、なぜ通達なのかと。通達にそんな効力があるのか。

じゃあ、この通達に関しては、告示とかは行われてるんですか。

○市長 通達は告示とは異なりますので、通達は通達として運用するものでございます。

○川田 裕 そうでしょう。通達は通達ですよ、連絡ですよ。

次、行きます。

職務として実施される法務研修と勤務時間の取扱いについてをお聞きします。

委員会では、人事課長は法務研修が職務であると答弁をされました。職務である以上、その時間、作業時間は労働基準法上の労働時間に該当するという認識で間違いありませんか。

○市長公室長 議員お見込みのとおりでございます。

○川田 裕 じゃあ、職務である以上、課題作成時間は労働基準法上、労働時間であるとい

うこととなります。把握していないという委員会答弁は、管理職としての不作為ではないかと思いますが、いかがですか。

○市長 職員もたくさんいますので、全ての職員を、そのとき答弁したのは人事課長だと思えますけれども、全ての職員について人事課長が把握できるわけありませんから、そういった意味で把握をしていないということでございます。

その研修等の課題作成の時間につきましては、職務の勤務時間内に時間を設けているということについては、先ほど市長公室長が答弁したとおりでございます。

○川田 裕 いや。委員会での時間を把握していない、事務分掌にも勤務条件等々、これ書いてあるわけでありまして、人事課の所掌がですね。時間の把握はしてないと引用して、労働時間を把握せずにどうやって規則や通達の上限をこれ守らせているのですか。把握していないこと自体が管理監督者としての不作為ではないんですか。いかがですか。

○市長 労働時間は把握しております。ただ、個別の職員がその通知等の範囲内において、一体研修の課題の作成のために何分何秒を費やしたというようなことは、人事課としては把握していないということでございます。

○川田 裕 把握していなかったら、許可ももちろん出せないわけで、命令も出せないわけでありまして、現に投書も多く来てるわけですが、それに膨大な時間を使ってしまって、自宅に持って帰って仕事をやらなきゃいけないとか、それとか土日に出てきて仕事を行うとかということがかなり多く意見されてます。そういったこともあって、なぜそういった調査とか調べるとか、そういったことをせずに、どうして適切にできてるんだということが言えるのかと思うわけですが、いかがですか。

○市長 膨大な量の研修課題を出しているわけではなくて、2時間を限度に判例研究等の事前学習に係る時間を研修時間として設定しますので、その範囲内で課題に取り組んでくださいということを人事課から対象職員と各所属長に対して通知を発しているというものでございます。

ですので、2時間以内に終わることは、これ確実にございますから、あたかも膨大な量の研修課題を出していると、そのような言い方はなさらないでください。

○川田 裕 それは、実態とその内容との乖離でありまして、現実には多くの職員がこれによって、自らの仕事もあるわけですから、その中において、時間は勝手に決められるのは、それは2時間であれ1時間であれ、これ決められますけども、現実に行った場合、現実にはそれだけの時間がかかっているわけですよ。ということは、これは2時間と指示してるので、いわゆるそれ以外に行われたこの労働については、今、労基法の関係の職務だという答弁もありましたので、じゃあそれ以外になされた仕事というのは、これは職務として認められないと、こういうことですか。

○市長 投書が多く来ているということをおかねがねおっしゃるんですが、それは何名から来てるんですか。

2時間を限度に研修時間としますということで、職務上の指示として発しているわけで

す。2時間を超えて研修課題をされているということは、その対象職員の指示違反なんじゃないんですか。それだったら、議員に情報を流す前に職場の所属長であったり、人事課に相談をされるということが本来の在り方だと思います。

また、この法務関係の能力については、これは自己研さんでされてる部分もあるかと思いますが、それについては当然職務ではございません。職務として取り扱う部分については、2時間を限度に判例研究等の事前学習に係る時間を研修時間と設定しますので、その範囲内で行われたもののみが勤務時間として認められるということでございます。

○川田 裕 いつもこういうふうな答弁なんで、次、聞きますね。

じゃあ、そのような実態というのは調査されたんですか。

○市長 実態を調査するまでもなく、これは2時間を限度に研修時間としますということで、職務上の指示として発しているわけでございますので、調査をするまでもなく、これは2時間を限度に研修課題の作成に当たっていただくというものでございます。2時間を超える部分については、これはしなくていいということでございます。

○川田 裕 この項目は、もう一点だけ聞いて終わります。

だったら、本人の能力の差もいろいろありますよ。得意分野もあればそうじゃない分野もあるということで、そこで2時間以上の時間、2時間どころじゃないですよ、何十時間もかかっているんじゃないですか。だから、そういったものがあつた場合、それは職務として認められないという答弁でよろしいですね。

○市長 個別の職員が自由に時間を設定して、その職員が、例えば2時間を限度にと職務上の指示があるにもかかわらず、何十時間という時間を費やして独自の判断でした場合に、それが勤務時間になるということは全く考えてございません。それは、あり得ない話でございます。

○川田 裕 じゃあ、職務に当たらないという答弁ですね。分かりました。

じゃあ、(3)番に行きます。

職務として命じられた業務時間が勤務時間外に行われた場合の労働時間の整理、これについてお伺いします。

職務を命じながら通達で残業代は払わないという状況下で、職員がやむを得ず時間外に作業した場合には、これは今のと一緒になりますけど、市はその労働力の対価なくして受領したことになります。これは、民法上、不当利得、あるいは労働基準法違反に該当するのではないのでしょうか。

○市長 今の発言は失礼じゃないですか。勤務を命じておきながら勤務時間外手当を支払っていないということをおっしゃってるんですか。

○川田 裕 いや。今申し上げたとおりなんですけどもね。

だから、職務を命じながら通達で残業代を払わないとするものであれば、言い換えれば、職員がやむを得ず時間外に作業した場合、市はその労働力を対価なく受領したことになると思います。これは、民法上の不当利得に当たらないですかということをお聞きしてるんで

す。

○市長 勤務に対しては、本市としては適正な賃金をお支払いをしております。これは、100%しております。議員が仮定の質問としておっしゃったんだと思いますけれども、勤務を命じておきながら時間外手当をお支払いをしていないというようなことは、本市ではございません。

○川田 裕 じゃあ、命じていないから労働ではないということなんですかね。それは、適正にやってるんだと、命令も出した範囲内でやってもらうんだと。

じゃあ、業務量として期限を維持したまま残業を禁じるのは、判例上、黙示の指示とみなされるんじゃないでしょうか。弁護士として、市長はこのあたりはどのように評価されているのか、専門性をお聞きします。

○市長 業務につきましては、各職員の正規の勤務時間内において取り組むことが基本とされるわけでございますけれども、時間外勤務は、公務のため臨時または緊急を要する場合に、必要最低限度において事前の命令を受けたときにすることが認められるものでございます。

本市においては、再三にわたって時間外勤務の適正化についてという通達を発するなど注意喚起もしてございますので、黙示的に勤務を命じておきながら時間外勤務のお支払いをしていないという事例は全くございません。

○川田 裕 具体的なもので、これは資料請求をかけて取った、これは市長の指示書、内容はほとんどが黒塗りで、何の指示を出されてるかっちゃうのは分からないわけですけども、これは昨年の令和6年6月以降の分ですけど、これだけの枚数の指示書が大量に発出されているわけですね。まして、これ例えば福祉センター、それとか本庁舎の勤務外時間外退出記録簿というものを、これも資料請求をいたしました。

どの部署とかは除かれてるわけですが、要件として業務と書かれてるところがかなり多く書かれてるんですね。時間も結構な時間を、土日にも出勤されてるということ、これは客観的事実としてお伝えをしておきます。福祉センターも同じですね。業務ということになっておりまして、私物整理っちゃうのはほとんど書かれていないということでありまして。

ということは、聞きたいのは、これだけ皆さん仕事を実際にやっておられるのに、それは命令の範囲外だから、幾ら仕事をしていても、業務をしていても、それは仕事に当たらない、職務に当たらない、このような捉え方もできると思うんで、その点をもう一度お聞きします。

○市長 時間外勤務は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に、必要最低限度において事前の命令を受けたときにすることが認められるものでございます。職員の個人の判断で自由にできるものではございません。

○川田 裕 ということは、その論理だったら、職員が例えばその日にできないような仕事の量を、課題を与えられた。それによって、どうしても5時間、10時間にこう延びていったということ。じゃあ、それは職務として認められないということですね。

○市長 繰り返しの答弁になり恐縮ですが、時間外勤務は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に、必要最低限度において事前の命令を受けたときにすることが認められるものでございます。

これに反して、個人の判断としてなしたものについては、幾らそれが職務であったと主張されたとしても、それは個人が自由に職務に従事してしまうということになってしまいますので、議員のご指摘は現行の法解釈とはかけ離れたものと考えてございます。

○川田 裕 いや。かけ離れてはいないと思う。現実論を話してるわけでありまして、最高裁の判例でも、これ同じような、あったんじゃないですか。

もう一度お聞きしますが、業務の配分量というものがあります。配分量と命令というのは、均等してないといけないわけでありまして、だからこちらは禁止するけれども、その配分量、仕事の配分量がいわゆる大きく上回っていた場合、これはその条件自体が崩れてしまうということなんです。だから、何度も聞いてるんです。

だから、業務で来られてたのかどうかって、それは調べたら分かることなので、業務で来られてた場合、それは仕事に当たらないのかと。逆に言えば、上司として時間外勤務の命令を出さなければいけないのかということをお聞きしてるんですけど、いかがですか。

○市長 時間外勤務につきましては、事前に命令を受けて、あるいは承認を得てすることができるものでございますので、繰り返しの答弁になり恐縮ですが、個人の自由な判断でできるものではないということでございます。

○川田 裕 それは、業務配分量が多かった場合、それは不可能になるわけでありまして、それは完全にあれじゃないですか、黙示の指示に当たるんじゃないですかね、専門的には分かりませんが。

次の休日登庁の実態についてをお聞きします。

勤務時間外の入退出記録のある休日の登庁について、市は私物整理だったら構わないと依命通達に書いてあるわけですよ。なぜ依命通達にして、私物整理だったらいいですよと書いてあるのか、意味が分からないんですが、これは私物整理か業務かの事後確認というのは、行政としては行われたことはあるんですか。

○市長 時間外勤務を禁止しているわけではなくて、一定の手続を履践した上で行うことは可能ですので、当然指示があって、必要な場合については時間外勤務を今までも、これからも許可していくわけでございます。その点、誤解がないようお願いをしたいと思います。

また、休日等につきましては、登庁する職員も何らかの理由であるわけでございますけれども、私物の整理等のために登庁することについては、それが業務に渡らない限り差し支えないという旨を明確にして通達を発しているというものでございます。

勤務の実態があるのに、それをあたかも私物整理等の名目でするようにというような通達では全くないということだけは申し上げておきたいと思えます。

○川田 裕 いや。通達の内容云々じゃなくて、云々もあるんですけど、実態と離れてるか

ら、そういった調査を今行われてるんですかということを知っているんですけどね。

○市長 勤務ではございませんので、労務管理としてできるわけがございませんので、そういったことは人事課においてはしていません。

○川田 裕 されていないということですか。記録簿にあるこの休日登庁、一律私物整理とするのはちょっと無理があると思うんですね。

実態調査を行った調査復命書等の公文書もないということですね。

○市長公室長 入退庁記録につきましては、あくまでも庁舎管理上の防犯を目的として把握しているものでございますので、そういった目的での把握をしているものはございません。

○川田 裕 いや。文書の有無で、復命書等もないのであれば、これ客観的根拠なき主観的強弁ではないかと、このように思います。

(5)番、聞きます。職員の自主退職の増加と組織運営について聞きます。

2年で51名の退職、これは全職員の約1割ぐらいに当たる異常事態だと思っております。市長は、この離職率を健全な組織の数値だと、これ認識されているのでしょうか。また、業務量、時間外勤務の制限、研修負担等の関係について検証が行われているのか、お伺いいたします。

○市長公室長 令和7年度の自己都合退職者につきまして、総務建設委員会におきまして人事課長が答弁いたしました内容では、任期の定めのない職員の自己都合退職者数については29人とお答えしておりましたが、その中には役職定年等を迎えたことによります自己都合退職として取り扱って、令和8年4月1日以降も定年前の再任用短時間勤務職員として引き続き勤務する職員が3人含まれておりましたので、その者を除きますと、実質的には26人ということでしたので、その旨、お答えさせていただきます。

○市長 私へのお尋ねもございましたので答弁をいたしますが、自己都合による退職者数の状況につきましては、奈良県内12市及び近隣の町に対して直近5年間の自己都合退職者の推移も調査してございますが、自己都合退職者の職員が少ないところもございませけれども、近隣の市等では比較的多いところもあり、本市と同様の傾向にある市も見受けられることから、本市だけが自己都合退職者が増えているものとは言えません。

さらに、人事院からも近年若手職員の離職が増加していることが報告されてございまして、公務員の人材獲得競争が激しくなっており、これまでは安定的な職業として終身雇用が前提であった公務員においても、転職による人材の流動化が進んでおり、自己都合退職者数の増加は本市のみの事象ではないというものでございます。

自己都合退職の理由は、個別の事象についてはお答えはできませんが、心身の不調や職場環境への不満とする者が少数ながらもある一方で、多くは新たな職場や職種への挑戦、通勤のしやすさや、より高額な給与条件の追求、家族の事情を優先するといった前向きな理由によるものでございまして、退職については基本的には職員自身の意思で決定するものでございます。

私の根本的な考え方といたしましては、職員が前向きに新たな職場を見つけて、自ら人生においてステップアップする形で退職、または転職することは、何ら悪いことではないと考えてございますが、一方で現状の職場において満足せずに嫌になったから退職するというような後ろ向きなものについては、これは一定数あるものは、これは事実でございますので、なるべくなくしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 だから、そういったところも調べられないということですね。

さっき公室長がおっしゃったように、29名から3引いて26っておっしゃいましたが、実際は31なんです。ほんなら、任期付職員の方も、辞められるのはその29引いた2名にも入ってると思うんですけどね。そういった辞められる理由とかも聞かれたんですか。

○市長 退職者につきましては、その退職理由というものについては、これはヒアリング等において調査をさせていただいてございます。

○川田 裕 そのヒアリングというのは、誰がされてるんですか。

○市長公室長 人事課職員によるものでございます。

○川田 裕 これは、後でまた出てくると思うんですけど、辞めると言われてる方が、そのときにああだこうだというのは言わないとも聞いてます。

最後、総括聞きます。

これまでの答弁では、研修は職務であって、時間は把握していないというのは委員会でも分かってましたし、公室長による残業制限を行って、その結果として記録簿に残る休日登庁、それとか退職者の激増を招いております。

これらは、業務量の配分のところだと思うんですけども、その配分量と適正な勤務時間、それとの精査というものが今の答弁では聞いていてよく分からないわけですよ。まず、それを調べて是正するなり、第三者による本音を言える状況の中でお調べになるということも必要かと思えます。だから、今日は、今後議会としてもこのあたりは調べていかないといけないかなと思えますので、それだけ意見をしておきます。

次の質問に行きます。

「香芝・王寺環境施設組合に関する訴訟の上告断念について」

○川田 裕 香芝・王寺環境施設組合に関する訴訟上の断念についてお聞きします。

まず、本件の訴訟は、奈良地方裁判所では組合側が勝訴して、大阪高等裁判所では取り消された逆転敗訴になりました。つまり、本件が司法判断が分かれている事件であって、法的争点が存在することは明白であると思っております。

そこでまず、上告を断念した経緯についてお聞きいたします。

そのような意思決定の過程を経て、2月9日の最終決定に至ったのかお答えください。

○副市長 上告を断念したことについて、どのように意思決定の経過、過程ということですか。

ね。

令和8年2月6日の午後1時15分に大阪高等裁判所におきまして判決が言い渡され、同裁判所から職員が判決文を持ち帰り、市長や私に対して判決内容の報告がされました。

上告すべきかどうかについて、市長、私や指定代理人において控訴審判決の法的な問題点について協議を行った結果、そして上告するに際しては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となることから、本市においても議員各位に対して速やかに情報提供を行った上、上告するか否かについて、全議員の意向を確認する必要があるというふうに判断をした次第でございます。

同日に、担当職員から香芝市議会の全議員に連絡をして、判決文の写しを配付し、同年2月9日正午までに意向を伺う旨を伝えてございます。議員15人から回答があり、内2人が上告すべき、12人が上告すべきではない、1人は分からないといったご回答であったというふうには認識してございます。

令和8年2月9日に担当職員が市長に香芝市議会議員からの回答の報告を行ったところ、仮に上告することとしても、市議会において議案が可決する見込みは全くないものというふうに考えてございました。また、上告理由及び十分な上告受理申立て理由が見当たらないほか、約2年10か月以上にわたり本件訴訟が継続していたことを踏まえ、本件判決を受け入れ、本件訴状において対象とする事業だけでなく、王寺町との費用負担に関する問題を速やかに解決し、王寺町と本市の良好な関係の構築に努めていく必要があることも含め、総合的に考慮し、最終的に市長が上告しない意向を決定し、同日報道機関に発表を行ったことでございます。

以上が意思決定に至った経緯、経過でございます。

なお、市長からの口頭による指示があり、文書による決裁等は特にされてございません。

以上でございます。

○議長（筒井 寛） すいません。最後のところの発言が聞き取りにくかったので、最終部分だけ、もう一度、はっきりとお願いします。

はい、堀本副市長。

○副市長 なお、市長から口頭による指示でございまして、文書による決裁等は特に行ってございません。

以上でございます。

○川田 裕 議会の質問も後に入れてるので、ここに出てくるのがどうかと思いました。そこは後で聞きます。

本題に入りますけど、今最後復唱していただいたんですが、口頭による指示であって、いわゆる文書による決裁はないんだと、こういうことで間違いないんですね。

○副市長 はい。そのとおりでございます。

○川田 裕 香芝市には事務決裁規程というものが置かれておりまして、第1条には決裁の目的は、責任を明確にすることにあります。また、第3条第2項第7号には、訴訟等に関

することは、市長が決裁すべき重要な事項であると明記をされております。

そして、同規程による決裁と第2条第4号には、文書を回付することと定義されております。これ、文書がないんだから回付されていないという理解でよろしいですね。

○副市長 はい。そういう解釈で結構です。

○川田 裕 じゃあ、市長に伺います。

この重大な訴訟の行方を決める判断において、自ら定めた規程に沿った文書による回付決裁を一切行わなかったのは、明白な規程違反、手続違法ではありませんか。なぜ責任を明確にするための公文書を残されなかったのでしょうか。

○市長 訴えの提起に該当するのであれば、それは当然決裁を要しますけれども、不作為に対して決裁を経なければならないというような解釈はしてございません。

○川田 裕 口頭で行ったという答弁は残ったわけですね。

本件の判決は、これ2月6日でありまして、市は2月9日には上告しない方針を公表しています。上告期限は2週間以上あるにもかかわらず、なぜこのような短期間で上告の断念を決定したのか、その公表の手続は文書管理上、適正についていかがですか。

○副市長 手続の流れとしましては、先ほど申し上げましたとおりでございまして、特に問題はないものと考えてございます。

○川田 裕 2月6日から9日のこの短期間で決裁された理由は何か。

○副市長 先ほど答弁したとおりでございまして、早い解決が必要であったというふうにも考えてございます。

以上でございます。

○川田 裕 早い解決が必要であったというのは、どういう意味でしょうか。

○副市長 先ほど答弁を申し上げたとおりでございまして。

内容につきましては、先ほど答弁したとおりでございましてけれども、本件訴訟については、被告である香芝・王寺環境施設組合が敗訴したことから、補助参加人として参加しています本市において、議員に対して速やかに情報提供をし、本市としても速やかに意思決定を行うべきであると考えてございました。

また、仮に上告すべきでないとして決定する場合には、早期に王寺町への支払いをすることで、同町との関係改善につながり、それが本件訴訟には含まれないものの他の事業全ての費用負担に関する問題を速やかに解決することにつながることで、支払い済みで年3%の割合の金員の支払いが発生していること、香芝・王寺環境施設組合の令和8年第1回定例会の開催日を直前に控えていることなどを踏まえ、早期に意思決定を行うほうが本市としてメリットが大きいと考えた次第でございまして。

以上でございます。

○川田 裕 分かりました。

政治的判断ということですね。法的な話はなかったんで、政治的判断ということでありませぬ。

本件、香芝市が補助参加してる訴訟でありまして、市民の利益に関係する重大な事件でこれはあると思っております。上告断念が見当たらないという一文だけでこれ済まされるのであれば、市長、説明責任は、これは市民に対して果たされているとは到底思えないわけですが、それはいかがですか。

○市長 議員はご存じないかも分かりませんが、民事訴訟法の規定によれば、高等裁判所の判決を受けて不服申立てを行うには、上告理由、もしくは上告受理申立て理由が必要でございます。それが見当たらなければ、それらをすることはできませんし、仮に無理を押し通してしたとしても敗訴する可能性が極めて高いということから、しなかったものでございます。

○川田 裕 次、(2)番の法的検討の内容についてお聞きします。

地裁と高裁でこれ判断が分かれている場合、最高裁の判断を仰ぐことは法解釈の統一という観点から重要な意味があると考えています。しかしながら、市長は上告理由及び十分な上告受理申立ての理由が見当たらないとして、上告及び上告受理申立てを行わない決定を行われました。

そこで、市長に伺います。

市長は、どの法的論点について検討をして、どの上告理由が成立しないと判断して、どのように法的根拠に基づいて上告断念を決定したのか、具体的に説明されたい。

○市長 上告理由と上告受理の申立て理由がないということでございます。どの論点と言われましても、上告理由と上告受理申立て理由がないと、その1点でございます。

○川田 裕 ないということは、法的な問題がなかった、上告理由がなかったという答弁になりますね。

高裁の判決、これ根本から論理を変えていることがこれ読んで分かりました。その核心は、本件各事業は補助参加人の事務であるとし、またつまり地元対策かどうかよりも、事務帰属論でこれ逆転されております。これは、典型的な形式法理型判決でありまして、法律論としては最高裁論点であると思います。実際に極めて珍しい争点と指摘がされているわけですね。高裁は形式論、地裁は実務論、典型的な上告余地がある事件でありまして、典型的な上告理由があるものと法律判断をいただけてきました。

それらの重要な検討事項があるにもかかわらず、上告理由なしと具体的な理由を説明してください。

○市長 上告理由と上告受理申立て理由がないと先ほどから繰り返し答弁してございます。逆にあるとおっしゃるんだったら、いかなる法律のいかなる条文の規定に該当してそれらがあるというのかを摘示して質問していただかないと、答えようがございません。

○川田 裕 いや。だから、ないということですね。あつたんだったら、こういうところを検討したんだというお話もできるはずなんですけど、一方的にないんだということですね。

上告理由がないと言うなら、高裁の判決は全国でこれ一部事務組合の事務範囲を極めて狭める異例な判断であると見ております。組合管理者として、この組合運営の根幹を揺るが

す判決を確定してしまったという責任はどのように考えられておられるのか。組合管理者として善管注意義務違反にはならないのでしょうか。いかがですか。

○市長 香芝・王寺環境施設組合の管理者としての答弁は控えます。

○川田 裕 補助参加人としての意見はどうなんですか。

○市長 適正に法的な検討を加えた結果の結論でございますので、何ら問題ないものと考えてございます。

○川田 裕 具体的な検討内容を説明できないと。市民財産に関わる事案に対して十分な検討をしていなかったと受け取られても仕方ないんじゃないのでしょうか。

じゃあ次、(3)番、法律専門家の意見についてお聞きします。

上告断念の判断に当たりまして、法律専門家の意見を求めたのかどうか及びその内容についてもお答えください。

○市長 私も弁護士でございますけれども、法律専門家の意見は当然求めてございます。その内容につきましては、上告理由及び十分な上告受理申立て理由が見当たらず、上告等をしてでも敗訴する可能性が極めて高いというものでございました。

○川田 裕 それは、顧問弁護士さんですか。

○市長 市長公室参事でございます。

○川田 裕 その内容は、本当なんですかね。

じゃあ、今市長、弁護士であるということをおっしゃいましたが、今回上告断念はこれ市長の弁護士としての法的判断なのか、それとも市長としての政治判断なのか、そこはいかがですか。

○市長 おっしゃってる意味が分かりません。

○川田 裕 市長として決断されたんだから、先ほどの副市長の答弁からもあったように、政治的判断が多く含まれていると思いますけども、その点、いかがですか。

○議長（筒井 寛） はい、三橋市長。

○市長 議員のおっしゃる政治的判断というのが何を意味するのかというのが全く分からないので、お答えできません。

○川田 裕 これ今回負担するのは住民がするわけですね。住民の財産を守る権限というのは、これ市長に、義務っちゃうのは市長にあるわけですよ。ところが、政治的な判断で行われたということになれば、それは全精力を使って市民の財産を守るという行為に欠けるのではないかという疑義が生じるという場合もあります。その点についてお聞きしてます。

○市長 いや。繰り返して恐縮ですけども、何を質問されてるか全く分からないんですね。本市の最善の利益につながるように、最善の判断をしたものと確信をしております。

○川田 裕 最善の利益というたって、だってあれでしょ、口頭でやってたし、その文書もなかった。弁護士さんから聞かれた検討資料、例えばこの判例を検査して、普通数日かかりますよね、そういったものの意見書等、そういったものは存在するんですか。

○市長 判決文を用いて関係の職員におきましてしっかりと検討をいたしました。その判

決文全体を総合的に考慮した結果の結論でございますので、当然具体的に説明しろということでは控えたいと思っておりますが、それでよろしいですか。

○川田 裕 説明してください。

○市長 先ほど、副市長も答弁をいたしましたので、その内容と重複する部分がございますが、申し上げたいと思っております。

令和8年2月6日に大阪高等裁判所において判決が言い渡されまして、担当の職員から判決内容が報告されました。上告すべきかどうかについて、私と副市長と指定代理人である市長公室参事と、また関係の職員を含めまして、控訴審判決の法的な問題点について協議を行いました。

そして、上告するに際しましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決が必要となることから、本市においても議員に対して速やかに情報提供をして、上告するか否かについて全議員の意向を確認する必要があると判断をいたしました。

同日に担当職員から香芝市議会の全議員に連絡して、判決文の写しを配付し、同年2月9日正午までに意向を伺う旨をお伝えをいたしました。議員15人から回答がございまして、内2人が上告すべき、12人が上告すべきでない、1人は分からないとのこととございました。

令和8年2月9日に担当職員が私に香芝市議会議員からの回答の報告を行ったところ、仮に上告することとしても市議会において議案が可決する見込みは全くないものと考えられたものでございます。

また、上告理由及び十分な上告受理申立て理由が見当たらないという点でございますけれども、奈良地方裁判所の判決と大阪高等裁判所の判決の異動についても十分に検討してございます。

この点につきまして、民事訴訟法第312条第1項に規定する上告の理由及び同法第318条第1項に規定する上告の受理申立ての理由があるかについて法的検討を行いました。

主要な部分といたしましては、本市と王寺町との間では、平成6年と平成14年に本市の地元対策を王寺町が香芝・王寺環境施設組合同規約に従って資金協力した実績があったものの、それまでは本市と王寺町が別々に地元対策をしていたこと、本市が平成27年3月香芝市議会定例会における説明においても、一貫して地元対策は本市と王寺町で個別に行うとの見解を示しており、地元対策に係る経費負担について、組合の規約に基づいて合意されたものであることを証明可能な客観的資料がないことから、香芝・王寺環境施設組合同規約第3条の規定から、地元対策を除外する合意があったとした大阪高等裁判所の判決の事実認定を誤った事実誤認として覆すことが困難であり、上告しても敗訴する可能性が極めて高いと考えたものでございまして、それ以外にも上告の受理申立ての理由が見当たらなかったというものでございます。

そして、本件訴訟の対象となっていないほかにも懸案となっているものも含めまして、王寺町と本市との間での紛争を速やかに解決していくことが本市にとって、また香芝市民に

とって最善の選択であるという判断をいたしまして、上告しないという結論を判断をしたものでございます。

○川田 裕 それ先ほど堀本副市長がおっしゃってた内容と同じですね。

もう一度聞きますけど、最高裁の判断は個別事件の解決ではなくて、全国の自治体のこれ指針になるという重要な意味を持つものであります。全国の組合さんもほとんど同じようなやり方でこれやっているわけでありまして、その判断を求める機会すら放棄をするという決定については、これは市長は市民に対して十分にこれ説明できるのですか。

○市長 我が国の司法権の行使というのは、一般的な抽象的な規範定立に向けて行われるものではなくて、具体的な事件を通してその事案の解決を法を適用して終局的に解決するというものでございますので、事案が異なれば、当然、一見同じように見えても異なる結論が導かれるというものでありますので、当然他の市町村から参考にされるような憲法的に意義のある裁判例も最近はございましたけれども、本件については先ほど申し上げました事実経過をたどってございますので、上告をしないという判断をしたものでございます。

○川田 裕 それは、何も検討してないんだとか言われるわけで、だって内容を聞いてたらほとんど、その理由で決められたんですかみたいな感じを、印象を受け取るんですね。

そういったものも含めて、全体的な指針となるということでもありますので、それを聞かずに、それでまた逆に過去の別の、今回の裁判じゃなくて懸案となつてると今含まれた答弁をおっしゃってましたけども、その中には、これは規約第3条に含まれるこれ事務なんですねと、プールにしてもそうですよね、道路にしてもそうですよね。それをもって、香芝市と組合は基本協定書も結ばれてるわけでしょ。だったら、これが支払わないとなったら、これ香芝市から組合に対して賠償を求めないといけないんじゃないですか。いかがですか。

○市長 王寺町と協議、交渉の過程にあるものにつきましては、現時点では答弁をお控えいたします。

○川田 裕 答弁できないですよ、今はね。

だけど、確実に、これはまた改めてやろうと思ってるんですけど、確実に1回これ道路の、畑分川線も道路止めてるんですよ。だって、こんな何で香芝だけのお金で全部造らないといけないんだということで、だけどそういった約束ができたからという回答をもってまた再開をしたという、これ全部議事録に残ってますよね。これのは、今回直接関係ないんで、また次の機会に聞きます。

次に、(4)番、議員の意見聴取の位置づけについて聞きます。

先ほど議員の意見を聞いたという答弁がありました。司法判断である上告の可否を議員の意見で判断するというのは、適切とこれ考えられているのでしょうか。

○市長 これは、本市が仮に上告等をする場合におきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして、市議会の議決を経なければなりませんので、議員の大多数が上告をしないということにご同意をいただいている状況におきまして、当該議案の提出をしたところで、これは否決されることが明らかでございますので、当然議員の意見を聞いた上

で、本市としての判断の参考にさせていただいたというものでございまして、何ら問題のあることではございません。

○川田 裕 いやいや。第96条っていったって、これ議案も提出されてないわけですよ。だったら、結果はどうであれ、ちゃんと議会に付議して、市民の前で議論するべきじゃなかったんですか。これ本来そうじゃないんですか。何かそれが当たり前のようにおっしゃってますが、これは二元代表制として当たり前の行為じゃないんですか。

事前に聞いたというたって、我々議員に何の材料も与えられてないんですよ。判決文、最初は口頭で聞かれましたよ。だけど、そんなん判決文も読んでないのに何を判断するんだと。判決文が配られたということですね。でも、途中の過程かて分からない。

今回のこの質問において、そういったところを確認したかったんで、開示請求をもって準備書面とかかけてたけども、延長されましたね、開示延長されましたね。だから、見てないわけですよ、何も。ほかの議員さんかて、僕らはまだ組合議員だったから経緯は大体分かってますけども、ほかの議員さんなんかほとんど分からないですよ。この何が論点だと、どうい争いがあったのかということもね。

そういったもので、第96条で決まってるからと。否決されたら控訴できないから、そんな理由にはならないですよ。今聞いてて、何をおっしゃってるのかなと思ったんですが、それだったら何で正々堂々と付議して、そこで議会で説明責任を持って説明しておやりにならなかったのか、いかがですか。

○市長 議員の誤った法解釈を押しつけないようにしていただきたいんですが、地方自治法第96条第1項第12号の規定をどのように解釈したら、本市が上告しないという意思判断に当たって、市議会に議案を、上告するという議案を提出しなければならないのか、全く分かりません。おっしゃってることが全く分かりませんので、答弁のしようがございません。

また、ほかの議員の皆さんにもしっかりと説明をさせていただいた上で、ご意向をお伺いしているものでございまして、ほかの議員さんは分からないでしょというのは、ほかの議員さんに失礼なんじゃないんですか。私が言うことではございませんけれども、各議員さんにしっかりとご意向を伺った上で、圧倒的多数の議員の皆さんが今回は上告をするべきではないという意見をおっしゃったわけでございます。

○川田 裕 いや。十分な説明を行ったって、我々は何も聞いてないですよ。川田議員のところに行ったら時間の無駄だから行かなくていいということですか。いかがですか。

○市長 そういう質問にも答えないといけないんですか。

そういうことはないと思いますけれども、各議員さんにおかれましては、私の初登庁時の訓辞にもありますように、議員間に軽重をつけることなく、特定の議員に重きを置かず、軽く扱うことなく、全ての議員の皆さんを公正公平に対応するということが私の方針でございます。

○川田 裕 どのような説明を受けたかって、また議員さんに聞きます。そんな言葉だけで十分説明しましたというだけで分かるわけがないですよ。

次に、総括に行きます。

最後、だから議員さんがそういうふうにしたから、それも判断材料の一つであったということでもよろしいですね。

○市長 先ほど答弁したとおりでございます。

○川田 裕 先ほどの答弁च्छゅうのは、どういう内容でしたかね。

○市長 何回前の答弁ということは、一々数えておりませんので分かりませんが、再度繰り返しになり恐縮ですけれども、担当職員から香芝市議会の全議員に連絡をして、判決文の写しを配付し、本件に対しての対応についてのご意見を伺ったわけでございます。議員15人から回答がございまして、内2人が上告すべきであるとされた一方で、12人が上告すべきでない。また、お一人の方は分からないということでございましたので、当然こういった状況も判断材料の一つとしては考慮をしたというものでございます。

○川田 裕 いやいや。聞いているのはそこじゃなくて、だから議員のそういった今市長が説明された内容が上告断念の一つの理由だったんですねということをお聞きしてるんです。

○市長 1回前の私の答弁のとおりでございます。

○川田 裕 分かりました。議員のそういった意見を聞いて、それが判断材料になったということですね。

次、総括、もう時間ありませんので聞きます。

総括的に聞きますが、本件の断念च्छゅうのは純粋な法的判断であったのか、上告断念の理由ですね、であったのか、それとも和解を前提とした政治判断、先ほどもほかの部類の案件も重なってるんだというような言葉もありましたんで、そのあたりを確認させていただきます。

○市長 いや。和解を前提とした判断ではなくて、本件についてはもう判決が出されておまして、これは確定してございますので、和解の余地はないものと考えてございます。

先ほども答弁をいたしました。が、本件訴訟につきましては、懸案となっている複数の事業の一部でございますので、それら総合的に本市と王寺町との間で事実上紛争関係にあるものについては、速やかに解決を目指してまいりたいと考えてございます。

○川田 裕 何を聞いてもそういうふうな答え方をされるので。

聞きたいのは、和解を前提とした、高裁の判決が出るまでの間、そういった前提はあったのかということをお聞きしてる、ちょっと言葉足らずですいません。

○市長 通常一般的に民事訴訟の一種でございますけれども、こういうものにつきましては、裁判所から和解勧試というものが行われますので、それに基づいて一定の検討はさせていただきます。

以上でございます。

○川田 裕 それ裁判の記録に残ってるわけですね。

○市長 裁判所の記録をどのように残すかということにつきましては、これは奈良地方裁判所と大阪高等裁判所にお尋ねいただければ、本市としては把握しかねるところでござ

ざいます。

○川田 裕 じゃあ、当方の香芝市補助参加人ですね、でも書類は全部同じものを持っていると思いますんで、その書類の中にはそういったものはあるわけですか、和解的なものに関するものは。

○市長 それらの資料の有無につきましては、存否も含めてこの場での回答は差し控えたと思います。

○川田 裕 なぜ差し控えられるんですか。これ重要なとこなんで、お答えください。

○市長 そういった情報公開条例に基づいて開示をすべきものと考えてございます。この場で私が幾ら弁護士だからといって、この場でまた即時的にお答えをして、そのとおりになってもいけませんので、しっかりと検討した上で改めてお答えをさせていただきたいということでございます。

○川田 裕 分かりました。

じゃあ、市長、本件上告断念の判断の裏で王寺町との事前の合意とか密約とかは一切なかったと、この議場において市民に対してこれ断言できますか。

○市長 議員の密約とかは、何をおっしゃってるのかがよく分からないんですよ。いろんな意見交換はさせていただきます。当然、市長と隣接の自治体である王寺町長との意見交換はさせていただきます。その密約というのが何をおっしゃってるのか分かりませんが、そういった市民の皆様にご迷惑するような取決めというのは一切ございません。

○川田 裕 分かりました。

ということは、香芝市と裁判してたわけですから、途中で言うてることの方針が変わるといことは、禁反言に関わってくるわけで、原則に抵触するわけでありまして、ということは香芝市がマイナスになるというような提案行為、そういったものは一切ないと、今の市長の答弁から判断しますので、それでよろしいですね。

○市長 いや。質問の趣旨が分かりかねますので、お答えできません。

○川田 裕 そういった和解的なものが、香芝市民が負ける、今回の高等裁判所の判決同様に、そのような内容が事前に話し合われていたということはないですね。

○市長 何度も同じ答弁で恐縮ですが、裁判所の和解勧誘に基づいて、あらゆる解決方法を模索することは、これは当然でございますので、曲解された議員のご主張どおりということではないと思います。

ただ、本市の、また香芝市民の最善の利益を確保するように最善の努力を傾注してきたということでございます。

○川田 裕 あまり決めつけて言ったらまた怒られるので、これは意見として、僕の感想として言わせてもらいますが、市長は補助参加人として組合を支援する立場で、香芝市が裁判の裏で王寺町と市が負担するというもし協議を行っていたとするならば、裁判所から見れば、香芝市は実は王寺町との主張が正しいと認めていながら形だけ裁判を続けていたということになります。これは、司法に対する背信行為でありまして、裁判官の心証を著しく悪

化させ、敗訴を招いた一因になるという、これはあくまでも例ですから、決めつけては言っていないのですが、そういうこともあるということだけ意見をしておきます。

最後、香芝市が勝訴していた地方裁判決を放棄して、さらに今後関連事業、これは数億円、幾らか金額は分からないのですが、かなりの単位になりますね。負担まで市が背負い込む可能性を広げた判断は、香芝市の財産を守るべき市長としての善管注意義務に真っ向から違反するのではありませんか。いかがですか。

○市長 いや。そういうものではないとは思いますが。

○川田 裕 そうですか。じゃあ、もう最後、これは意見としときます。

本日、いろいろと驚くべきことが、答弁がありました。公文書を一枚も残さず、市民の税金に関わる重大決定を密室で行ったという事実は、かなりの重要問題だと思いますので、法律の専門家と今後は方針を検討していきたいと思います。また、市民に事実の告示も必要と考えておりますので、この2番の質問については終わります。

「乳幼児の義眼費用助成について」

○川田 裕 次、3番の乳幼児の義眼費用助成についてお聞きします。

まず(1)番、実態把握についてと。

まず、本市において乳幼児の義眼装用に関する相談、支援要望の実績を把握しているか、お伺いします。また、乳幼児時期に義眼装着が必要となるケースの存在について、市としてはどの程度認識しているのかを併せてお伺いします。

○健康福祉部長 相談につきましては、子ども家庭部を通じ、市民の方から福祉制度についての相談がございました。また、制度の適用状況、認識等でございますけれども、乳幼児を含む義眼の装用に対する費用の助成につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第76条に基づき、補装具費が支給されております。また、眼球摘出後の眼窩保護のために義眼の装用が必要と保険医が判断し、指示により治療用装具が作成された場合に医療保険が適用され、療養費として支給されるものと認識しております。

しかしながら、本市としましては乳幼児期にある子供が視力や視野について正確な測定を受けることが困難であるため、身体障害者手帳の認定基準を満たさないことや医療保険において眼球の全部摘出を行わないといった理由により医療保険の適用外となる場合があります。結果として必要な支援を受けられていない事例が存在することを認識しております。

以上でございます。

○川田 裕 ありがとうございます。

制度の適用状況につきましてお聞きします。

今、身体障害者手帳の交付の事例を挙げていただきました。また、医療保険についても挙げていただきましたが、実際にこれ制度の空白的なものがありまして、実際子供は片目0.6以下でないと、これ障害者手帳をもらえないんですよね。医療に行ったら、先天的なもの

であれば、いわゆるこれは医療行為として扱われないというケースもあると聞いております。

ところが、これ費用が莫大な費用がかかるんですよ。子供っていうのは成長が早いから、どんどん大きくなりますよね。すると、義眼を入れておかないと、入れないところ顔面のバランスが崩れたりとかする場合もこれあると聞いております。成長も早い。だから、義眼を交換していくペースも早くなってくるわけですね。まして、オーダーメイドということになれば、どれぐらいの金額の見積りになるかと。そこは、専門的な人に聞かないと分かりませんが、かなり若い世帯にとって、かなりの大きな負担がかかってしまうと。これは、必ず、制度の空白でありまして、母になるなら香芝、父になるなら香芝だったら、香芝で生まれた子であれば、ぜひともその辺の制度拡充をお願いしたいなと思います。

全国的にも調べましたが、やってるところもある。アピアランス制度についてやってもらうと。この間、芦高県議に頼んで、その質問もやってもらいました。県も重要なことだと認識して、今後研究をさせてくださいということだった。

もう一つのパターンが、市でもそういう独自の制度をつくって、それに対応すると。だって、緊急性が求められますから、求めると。その後、その事業を見て、県がこれは重要な施策であるなということで助成対象としてきたというケースが大きく分ければ2種類あるわけですね。

だから、この制度適用について、どのような認識をお持ちか、お聞かせください。

○健康福祉部長 今議員おっしゃいましたように、義眼につきましては身体の成長に合わせて耐用年数に達する前に義眼の調整や作り替えが必要となる場合があるものと認識しております。義眼の作成における費用につきましても、調整を繰り返すことにより、負担が大きくなりまして、子育て世帯にとっては経済的に大きな負担となっているものと考えております。

これにつきましては、国の支援制度におきまして、障害の程度が固定された状態を前提としているために、発育過程における乳幼児の特殊な事情に十分に対応し切れておらず、改善が望ましいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川田 裕 ありがとうございます。

次、保護者負担についてお聞きします。

大体保護者負担、(2)番でも触れたんですが、これ年間でかなり何十万円単位の負担が要るということで、大変な思いをなされてる方が多いと聞いてます。

ここにおいて、これを今助成制度として取り入れようとした公共団体のお話を聞けば、対象者が少ないから財政的負担はほとんど団体にはないんだというようなところも、その制度をつくると、始めるという一因になったと聞いております。そのあたりはいかがですか。

○健康福祉部長 対象者が少ないというところでございますけれども、この問題につきましてはいろいろな制度のはざま、空白というところの部分でございますので、総合的な判断

が必要かと考えております。

以上でございます。

○川田 裕 だから、制度の空白というのは、今重々にご理解をいただいているという認識でよろしいですか。

○健康福祉部長 はい。制度にのっとらない対象者がいるということは、そのように考えております。

以上です。

○川田 裕 認識をいただいているということですね。これ我々も勉強不足だったのかもしれませんが、こういう事態があるということを過去知らずに来てたわけでありまして、いろんな実際のケースもお聞きしてきました。

どう考えても、生まれて、そしてそういうことになって、負担もできないということになれば、もう目の前真っ暗になってくるということも聞いております。将来の不安も感じますよね。それを助けてあげるといのは、本市の目的であると。我々、皆さんがお支払いした税金を何に使うのかといのは、議会で決めていけばいいと思うんで、その辺の制度設計等を早急にこうお願いをしていきたいなということがあります。

本市独自の義眼費用助成制度を創設することについて、市の見解をお伺いしたいと思います。

○健康福祉部長 本市といたしましては、市内で同様の方がどの程度いるのかとか、詳細な把握をしていくということとともに、先行して義眼の費用の助成を実施しておられる自治体の運用状況の把握に努め、また国や県等の動向も注視していきたいと考えてございます。

また、装用に対する支援につきまして、今後県、国というところでの対応も必要かと考えてますので、その点についても必要に応じて要望できればというところは考えてございます。

○川田 裕 だから、国がやらなかったらやらないという、そういう意味に聞こえたんですが、そうじゃないですよ。

○健康福祉部長 総合的に本市としてもどのような方向で行くのかというところは考えていきたいと思えます。

以上です。

○川田 裕 国の国会議員の先生にもお願いはしてるんですね。この空白というものがあるんだということをですね。それは、重要なことであるという認識をいただいております。

これは、最後に市長にお聞きするしかないんですが、乳幼児期の義眼費用、顔面の発達や心理面に影響する重要な医療的配慮でありまして、保護者にとって極めて大きなこれ負担となっております。子育て支援の観点からも重要な課題であり、制度の空白を補うために、本市独自の義眼費用助成制度を検討すべきであると考えております。

乳幼児の義眼費用制度の創設について、市長の見解をお伺いして質問を終わりたいと思えます。

○市長 議員のご指摘をいただいて、私も少し勉強させていただいてる中で、これは加入されている保険者によって、その判断に左右されるというところもございますので、私の個人的には保険者の判断に違和感を覚えるところもございますけれども、ただそれがそういう制度的に望めないんだというようなことで今ご指摘をいただいているんだというふうに思います。

本市としては、先ほど健康福祉部長も答弁をいたしましたけれども、同様の状況にある対象者の詳細の把握等もしっかりとさせていただいて、先行事例として義眼の費用の助成を実施している自治体の運用状況の把握についても、まずさせていただきたいと思います。

そして、国として、あるいは奈良県としてもどのように考えているかというところをしっかりと調査をさせていただいて、本市独自の支援策についても検討をまずさせていただきたいということで考えてございます。

また、その調査の結果によりましては、しっかりと奈良県や国全体の課題として、本市としても要望をすることについてもしっかりと検討してまいりたいと考えてございます。

○川田 裕 ありがとうございます。

国にも働きかけをしております、県にも働きかけをしております、大きな団体になれば、じゃあ今日言うて明日にできるということなんかないわけでありまして、その間、期間がかかってくと。非常に心が苦しい、しんどい、経済的な負担もかかってくという中において、赤ちゃん、せめて本市が母になるなら香芝、父になるなら香芝と市長の公約のとおり、ぜひともそこは早急にまずお願いをしたいと。その後、国や県がついてきてくれるのであれば、いいことだなと、このように考えております。

また、資料等がありますので、事例とかもありますので、それはまた担当のほうにご提出をさせていただきまして、それはまた重々な検討をお願いをしたいなと思います。

じゃあ、長くなりましたが、これで質問を終わります。ありがとうございました。